

地方創生の取組について

平成28年11月1日

まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生の現状と展開

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・出生率：1.46
- ・年間出生数：約100万人

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は約12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は人手不足が深刻化
- ・生産性や賃金水準で大きな格差

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度



総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

長期ビジョン

- ・2060年代に1億人程度を確保
- ・2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持

総合戦略

- ・2015年から5カ年の戦略
- ・4つの基本目標設定と政策パッケージの策定

27年度～



具体的な事業の本格的推進

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）

①「稼ぐ力」を引き出す

- ・生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築

②「地域の総合力」を引き出す

- ・頑張る地域へのインセンティブ改革

③「民の知見」を引き出す

- ・民間の創意工夫の最大活用

28年度～



本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）

①各分野の政策の推進

- ・ローカル・アベノミクスの実現
- ・地方への新しい人の流れ
- ・地域の実情に応じた働き方改革
- ・まちづくり・地域連携・集落圏維持

②地域特性に応じた戦略の推進

③多様な地方支援

- ・情報・人材・財政面から支援

地方創生のこれまでの経緯

平成26年

- 9月 3日 まち・ひと・しごと創生本部設置
- 9月29日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案
閣議決定、国会提出
- 11月21日 まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法一部改正法案 成立
- 12月 2日 まち・ひと・しごと創生法 施行
- 12月27日 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生
総合戦略」 閣議決定

平成27年

- 6月30日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」 閣議決定
- 8月 4日 「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」
まち・ひと・しごと創生本部決定
- 12月24日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」閣議決定

平成28年

- 3月22日 「政府関係機関移転基本方針」 まち・ひと・しごと創生本部決定
- 6月 2日 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」 閣議決定

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(~2019年度)

中長期展望
(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度
の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した
場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の
是正

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP
成長率1.5~2%程度維
持
(人口安定化、生産性向
上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増
現状:年間12万人の転入超過(2015年)

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成し
ていると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:38%(2010年)
◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るととも
に、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当
該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が
増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が
増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中枢都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
:60件(2015年11月末時点)

主要施策とKPI

ローカルアベニクスの推進

- 農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円 :5.1兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出額 1兆円:7,451億円(2015
年)
- 観光業を強化する地域における連携体制の
構築
・訪日外国人旅行消費額4兆円 :3.5兆円(2015年)
- 地域の中核企業、中核企業候補支援
・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

- 地方移住の推進
・年間移住あつせん件数 11,000件
:7,600件(2015年度)

- 企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.9)に記載された目標値

- 地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36%
:33.0%(2015年度速報値)

- 若い世代の経済的安定
・若者の就業率を79%に向上 :76.1%(2015年)

- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

- 働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

- 「小さな拠点」の形成
・住民の活動組織(地域運営組織)形成
数3,000団体 :1,680団体(2015年度)

- 「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:17圏域(2016年10月)

- 既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

主な施策

- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化
(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生
産性向上)
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、
ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循
環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の
資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備
- ③農林水産業の成長産業化
・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化
等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展
- ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠
点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若
者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

- ①政府関係機関の地方移転
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
- ④地方大学等の活性化
・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域
人材育成プラン

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・
妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進
- ③出産・子育て支援
・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)
・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普
及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改
革」の実現

- ①まちづくり・地域連携
・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通
ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生
み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を
踏まえた既存ストックのマネジメント強化
- ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- ③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題
への対応
・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、
大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
- ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ⑤ふるさとづくりの推進

政策メニューの拡充(地方創生の深化)

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの実現

○地域の技の国際化
(ローカルイノベーション)

○地域の魅力のブランド化
(ローカルブランディング)

○地域のしごとの高度化
(ローカルサービスの生産性向上)

II 地方への新しいひとの流れをつくる

○政府関係機関の
移転

○企業の地方拠点
強化

○「生涯活躍のま
ち」構想

○人材の地方還流

III 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○「地域アプローチ」による少
子化対策・働き方改革

IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○コンパクトシティ
の形成

○エリアマネジメン
トの推進

○「小さな拠点」
の形成

各分野の政策の推進

地域の魅力のブランド化 (ローカル・ブランディング)

- マーケティングとブランディングを徹底することで、既存市場の奪い合いにならない、新たな市場の開拓に大きな可能性。
- 地域の事業者をリードする 市場開拓の司令塔役を、自治体に代わり、民間活力を活かして担うDMO・地域商社を、それぞれ100箇所設立

地域の技の国際化 (ローカル・イノベーション)

- 地域企業には、自分の実力を知る機会も、事業化ノウハウも不足。
- 産官学金による先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に5年間で約1000支援。国際市場に通用する事業化等の専門家からなる グローバル・ネットワーク協議会を組成し、日本型事業化支援の仕組みを整備。

地域のしごとの高度化 (ローカル・サービス生産性)

- 売り上げを伸ばしても、生産性を引き上げない限り、賃金も上げられず、投資も呼び込めない。地域経済の7割を占めるサービス業の投資も、需要密度が高い都市部に偏在。
- 「地方版IoT推進ラボ」やスマート工場(実験場)の整備等IoTの活用を進めるとともに、おもてなしプラットフォームの形成、サービス事業者の改善活動を支える自治体ネットワークの形成、対日直接投資の活用に向けた支援体制の整備などを推進

【新潟市が市場開拓の尖兵として期待するレストランバスの内外観】



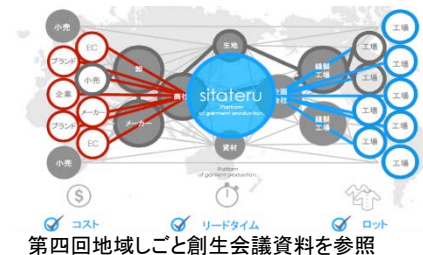
例えば、<http://niigata-repo.com/fooddrink/post-8739/>を参照

【石川県が進める炭素繊維市場作りの一翼を担う小松精練の“fa-bo”】



第三回地域しごと創生会議資料を参照

【IoTを活用し、繊維産業に新たな受発注サービスを提供する(株)シタテル】

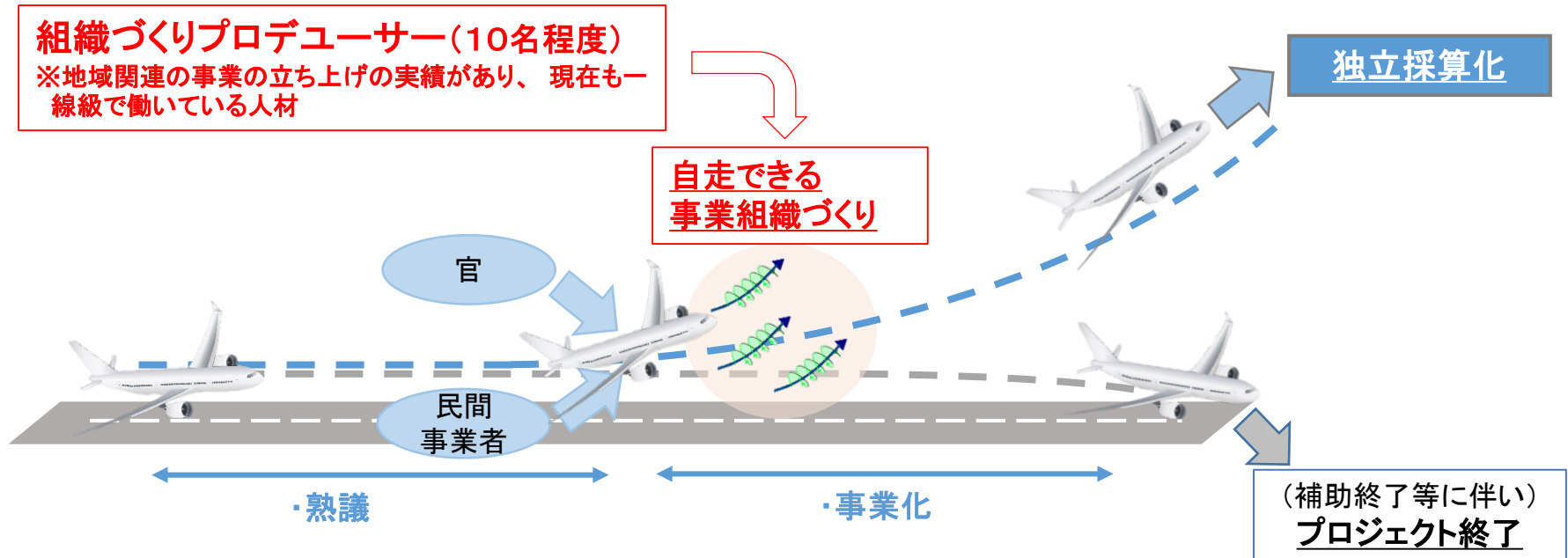


分野横断的な政策（民主導による新たな「創り手」形成の支援）

現状：地域産品や観光資源を生かした地域振興事業、中山間地域の暮らしを支える生活サービス事業、賑わいあるまちづくり事業など、社会的意義の高い地方創生事業の多くが、適切な事業推進主体が形成できず、その事業化に課題。

課題：補助金に頼ることなく、社会的課題の解決を目指した地方創生事業の経営にしっかり取り組める事業組織が必要。

方向性：民間ノウハウを活用した、自走力の高い事業組織（DMO、地域商社、まちづくりの担い手、その他地方創生プロジェクトの実行主体）の設立を促すため、知見・経験豊富なプロデューサーを派遣、その組織・体制づくりを支援。ビジネスモデルと事業管理体制の確立を通じ、将来的に社会的投資も呼び込めるような、自走できる事業組織の確立を促す。



(参考) 地域しごとと創生会議

- 「目に見える地方創生」の具体化に向け、地域に新しいしごとと投資の流れを生み出すため、総理の指示により「地域しごとと創生会議」を設置。各テーマごとに対応策を具体化。

地域しごとと創生会議について

1. 目的

地方創生の第二ステージに向け、官民が力を合わせ、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていくため、その基本的な取組方針を明らかにする。

2. 会議の構成

- まち・ひと・しごと創生会議の決定に基づき、地方創生担当大臣が主催する。
- 毎回設定されるテーマに応じ、関係省庁、経済団体、金融界の代表、並びに、地域でモデルとなるような取組事例の代表者から構成する。
- 各テーマに係る地域のモデル的な取組事例の発表を基に、これらの実現・普及に必要な政策的課題について討議を行う。

3. 実施実績

- 第1回 基本的な対応方針について
- 第2回 地域の魅力のブランド化(ローカル・ブランディング)
- 第3回 地域の技の国際(ローカル・イノベーション)
- 第4回 地域のしごとの高度化(ローカル・サービス生産性)
- 第5回 まちづくり、小さな拠点、人材育成
- 第6回 中間取りまとめ案報告 @東京
→中間とりまとめ報告(平成28年7月)

地域しごとと創生会議 構成員

- 【第1回 基本的な対応方針について@東京開催】
 - 地方創生担当大臣
 - 内閣府副大臣
 - 内閣府大臣政務官
 - 内閣府大臣補佐官
 - 漆 紫穂子 品川女子学院学校長
 - 岡田武史 FC今治オーナー
 - 古賀信行 野村證券取締役会長
 - 隅 修三 東京海上日動火災保険代表取締役会長
 - 寺澤辰磨 横浜銀行代表取締役頭取
 - 富山和彦 経営共創基盤代表取締役CEO
 - 樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授
 - 増田寛也 東京大学公共政策大学院客員教授
 - 御手洗瑞子 気仙沼ニッティング代表取締役社長
 - 三村明夫 日本商工会議所会頭
 - 鎌田 宏 日本商工会議所副会頭

【第2回以降の会合@地方開催】

- 地方創生担当大臣、副大臣、政務官、大臣補佐官
- + 各テーマに即した関係閣僚
- 第1回会合参加有識者
- + 各テーマに即した有識者
- + 各テーマに即した地域の取組事例

政府関係機関移転基本方針の概要

(平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定)

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

1 研究機関・研修機関等の地方移転について

(1) 基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。 ※対象23機関・50件

(2) 今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
- ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。
「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

2 中央省庁の地方移転について

(1) 基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の観点から、

- ①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
- ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)

(2) 国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取り組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

研究機関・研修機関等の地方移転の基本方針のポイント

- 地方創生推進交付金等を活用することで地域イノベーションの好循環の形成を推進
- 将来の地域イノベーション等の実現を見越して体制・内容を拡充
- 5年から10年程度の年次プランを関係者間で共同して作成

※対象23機関・50件

〔全部移転〕(2)

- ・大阪府; 国立健康・栄養研究所
- ・広島県; (独)酒類総合研究所東京事務所(移転済)

〔一部移転〕(研究機関等)(31)

一部移転とは、研究機関の部門や研究チームの移転等による、

- (1) 拠点の設置など研究連携を推進する枠組みの創設
- (2) 研究連携の地方拠点の拡充

- ・青森県・高知県; (独)海洋研究開発機構
連携拠点の設置、地方拠点の拡充
- ・山形県; (独)国立がん研究センター
がんのメタローム研究分野の研究拠点の設置
- ・宮城県・福井県・静岡県・山口県; (独)水産総合研究センター
水産研究の連携拠点の設置 等
- ・福島県;
イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド[®]、国際産学連携拠点の設置
- ・新潟県・佐賀県; (独)医薬基盤・健康・栄養研究所
研究連携に向けた協議会の設置 等
- ・石川県・福井県・愛知県・福岡県; (独)産業技術総合研究所
研究連携拠点の設置
- ・石川県・京都府; (独)情報通信研究機構
地方拠点の機能拡充、研究連携体制の構築
- ・福井県・京都府・兵庫県・広島県・福岡県(福岡市・久留米市); (独)理化学研究所
研究連携拠点の設置 等
- ・富山県; 国立医薬品食品衛生研究所
天然物医薬品分野での研究連携拠点の設置
- ・愛知県・鳥取県・島根県・香川県; (独)農業・食品産業技術総合研究機構
連携拠点の設置、地方拠点の拡充

- ・滋賀県; (独)国立環境研究所
湖沼環境研究分野の研究連携拠点の設置
- ・愛媛県; (独)海上技術安全研究所
造船技術力強化を図るための連携拠点の設置
- ・山口県; (独)宇宙航空研究開発機構
機構の衛星運用や利活用拠点の設置
- ・山口県; 防衛装備庁艦艇装備研究所
研究所の機能拡充に合わせた補完的な研究拠点の設置

〔一部移転〕(研修機関等)(17)

- ・秋田県・富山県・福井県・三重県; (独)教員研修センター
研修の実施
- ・富山県; (独)医薬品医療機器総合機構
アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所の設置
- ・石川県; (独)国立美術館
東京国立近代美術館工芸館の移転
- ・山梨県・岐阜県・岡山県; 森林技術総合研修所
現地研修拠点の設置 等
- ・長野県・岡山県; 自衛隊体育学校
自衛隊体育学校の合宿の実地
- ・岐阜県; (独)宇宙航空研究開発機構
宇宙教育活動における連携
- ・鳥取県; (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学の調査・研究機能の一部移転
- ・島根県; (独)国際協力機構
開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能の一部移転
- ・福岡県・熊本県; 環境調査研修所
研修拠点の設置
- ・大分県; (独)国際交流基金
「日本語パートナーズ事業」に係る一部機能の移転による研修拠点の設置

政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

(平成28年9月1日 まち・ひと・しごと創生本部決定)

－中央省庁の地方移転 今後の取組のポイント－

文化庁 (独)国立文化財機構 (独)国立美術館 (独)日本芸術文化振興会

- 京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。
 - ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。
 - ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。
- なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。

消費者庁 内閣府消費者委員会 (独)国民生活センター

- 「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。
- 徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- 3年後を目途に検証し、見直しを行う。

総務省統計局 (独)統計センター

- 和歌山県に「統計データ利活用センター(仮称)」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。

特許庁 (独)工業所有権情報・研修館

- 平成29年度に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内に設置する。

中小企業庁

- 地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。

観光庁

- 各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。

気象庁

- 津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。

地方拠点強化税制について

拡充型 (含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



地方にある企業の本社機能の強化を支援

移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、
拡充型よりも**支援措置を深掘り**



地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は
税額控除4% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は2%

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は
税額控除7% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は4%

雇用促進税制 (特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で

- ①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業は2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり50万円を税額控除《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ》
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
拡充型50万円(もしくは20万円)に、地方拠点分は更に30万円上乘せ)
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
※②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

地域再生計画の認定状況(平成28年9月): 44道府県 51計画 雇用創出数: 11,560人

拡充型の例

- 福井県 日華化学(株)
 - ・グローバルな環境意識や技術開発スピードの変化に応えるため、本社敷地内に製品開発研究を行う研究所を整備
- 岡山県 ヤンマー(株)
 - ・植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所を整備
- 広島県 中外テクノス(株)
 - ・事業拡張に伴う研究機能の強化を図るため、広島市内において研究施設を整備

移転型の例

- 茨城県 (株)東京ネジ製作所
 - ・経営の合理化や研究開発機能の強化を図るため、つくば市内に建設する新工場に事務所等を併設し、東京都葛飾区にある本社機能を移転
- 富山県 YKK AP(株)
 - ・黒部事業所内にYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- 福岡県 (株)ユー・エス・イー
 - ・クラウドサービス事業を行う同社が、東京都渋谷区にある本社から、調査・企画・開発部門、総務・経理・人事管理部門の一部を久留米市に移転。

生涯活躍のまち（日本版CCRC※）構想

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に受け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等	居住の契機	「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議において「最終報告」
とりまとめ（平成27年12月11日）



◎「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）

※8月30日認定 地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：10計画

◎関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）

◎地方創生推進交付金（28年度予算）等を通じた先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金（平成28年度第1回）の活用状況（生涯活躍のまち分野）
事業数：35事業（2県32市町） 総額：616百万円

地方創生インターンシップ事業

- 東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

地方創生インターンシップ

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成



産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織（※）

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施



地方就職への
動機付け

インターンシップ参加



東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保（○単位認定）
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

自治体等

- 地元の魅力発信

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。

平成28年10月11日に第1回会議を開催。

地方創生インターンシップポータルサイト

インターンシップを通じて、若者に対し、魅力ある地方の職場を幅広く知る機会を提供するため、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングできるように、ポータルサイトを設立。

- ・10月11日より試行運用を開始（40道府県、251大学等が掲載）
- ・平成28年度末より運用開始

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

総務省

内閣府

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用も可能

道府県等の基金への出捐額に特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

④要件を満たす者に対して奨学金返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

独立行政法人
日本学生
支援機構

②奨学金貸与

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名
を設定



大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
- ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率：東京都1.17⇔沖縄県1.94(H27) 豊島区(東京都)0.81⇔伊仙町(鹿児島県)2.81(H20-24)
- ◆第一子の平均出産年齢(H27)：東京都32.2歳⇔佐賀県、宮崎県29.3歳
- ◆週60時間以上働く雇用者の割合(H24)：東京都11.2%⇔鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策(「地域アプローチ」)の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進－「地域指標」の公表－

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・自治体がリーダーシップを発揮し、地域関係者が取り組むことを関係府省一体となって支援

地域働き方改革会議

各地域に設置(自治体、労使団体等が参加)

支援

地域働き方改革支援チーム

関係府省・有識者からなるチーム

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域では、働き方改革など独自の取組を推進(※)。こうした先駆的・優良事例の普及を図る。

※福井県は、平成23年度から全国に先駆けて「企業子宝率(従業員の子ども数の指標)」の調査を県内事業所を対象に実施、企業子宝率と子育て支援の取組がともに評価できる企業を選定(県の補助事業選定、融資優遇等)

地域アプローチによる働き方改革：「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」

地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議

取組の決定

地域働き方改革包括支援センター(仮称)

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携し、企業の働き方改革を支援

<アウトリーチ支援>

- ・「働き方改革アドバイザー(仮称)」を養成・確保
- ・相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

- ・優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

企業

企業

企業

地方創生推進交付金の活用

+

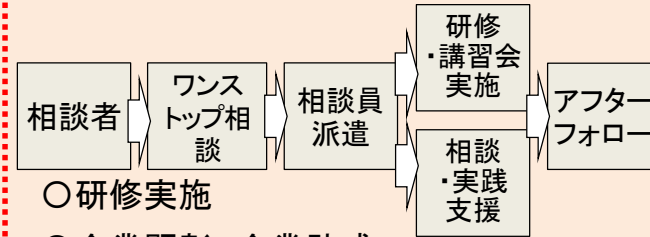
既存施策・助成金の活用等

兵庫県の取組：「ひょうご仕事と生活センター」

兵庫県の政労使関係者が連携して、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に支援する拠点として設置(2009年)。

<センターの事業>

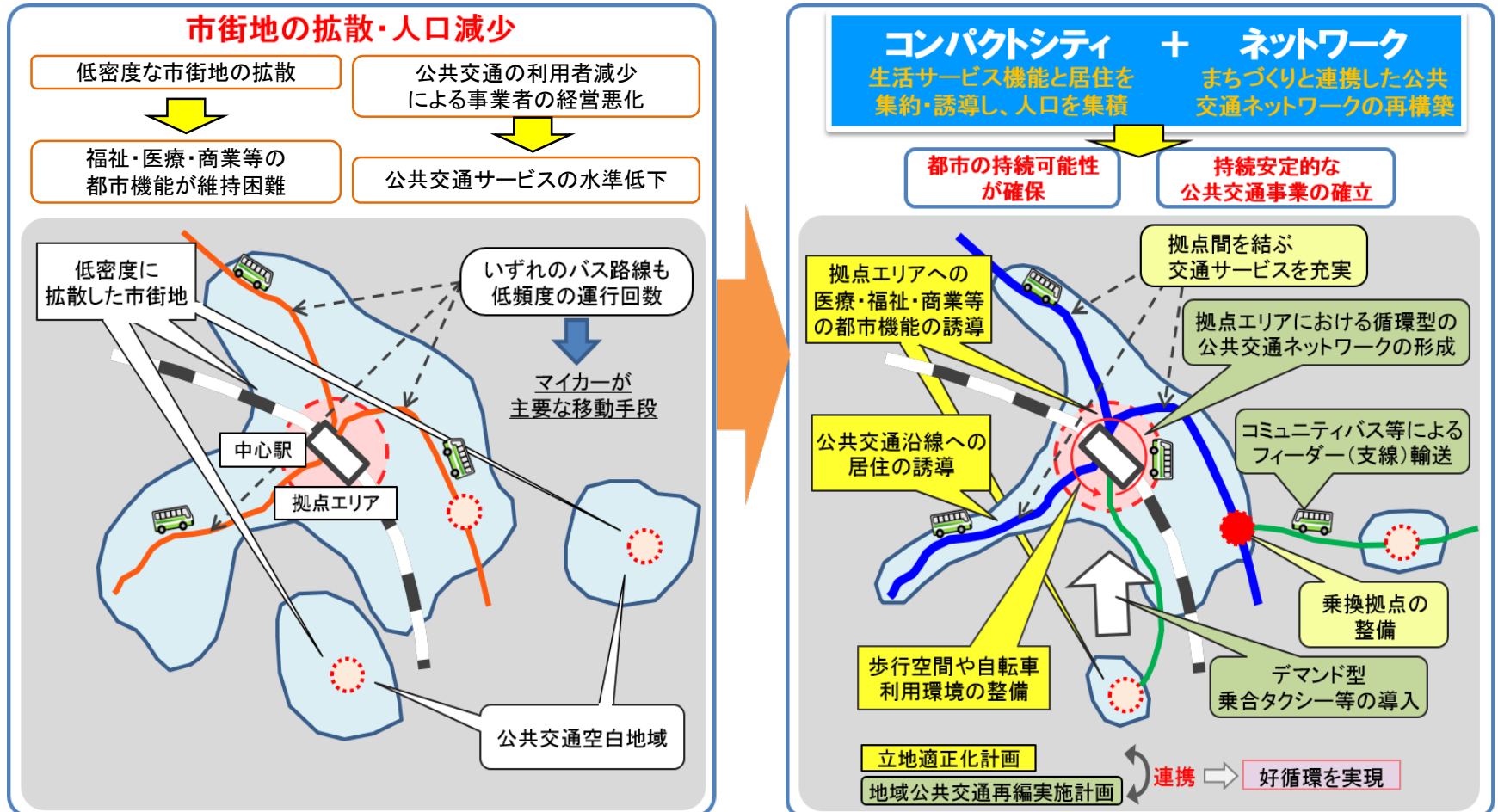
- 啓発、情報発信
- 相談・実践支援
 - ・企業等に対する「ワンストップ相談」
 - ・「相談員」の派遣(派遣料は無料)
 - ※ 外部相談員(キャリアカウンセラー、コンサルタント、社会保労務士、中小企業診断士)も準備
 - ・アフターフォロー



- 研修実施
- 企業顕彰、企業助成
 - ・企業顕彰: 多様な働き方の導入、仕事と私生活の両立促進など、WLBの実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体を表彰
 - ・企業助成: 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」を行った企業に対するWLBの実現推進を支援するための各種助成金を用意
(例) 従業員の育児又は介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した事業主に対し、代替要員の賃金の1/2(月額上限10万円、総額上限100万円)を支給

都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等のまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- このため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）に基づき、関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、市町村の取組を省庁横断的に支援している。



BID (Business Improvement District : ビジネス改善地区)

1. BID (Business Improvement District : ビジネス改善地区)とは

大阪版BID制度検討会(座長:小林重敬東京都市大学教授)の資料よ

- B I D制度は、1960年~1970年代にカナダで生まれ、80年代からアメリカでも導入され始め、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカなどでも活用され、00年代からイギリス、ドイツでも制度化されるなど、国際的に普及した制度（類似制度を含めると、世界で約2000地区）
- 制度は、国や州（連邦制の国の場合）の法律に基づくもの。国や州により制度に違いがあるが、最大公約数的には次の定義が判り易い。

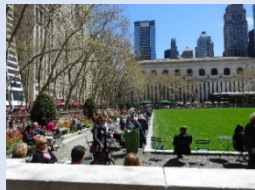
「BIDとは、**①地理的に区画**され多くの場合インナーシティに位置する地区で、不動産所有者や事業者から**②徴収される負担金**により、その地区の**③維持管理、開発、プロモーション**を行うもの。BIDが提供するサービスは、**④通り、歩道、公園やオープンスペースの維持管理、治安の改善、マーケティング、施設改善、その他の開発**である。これらのサービスは、**⑤行政が提供しているサービスに対する付加的なもの**である。」

※出所) Frank FRIESECKE- 06年3月の5th FIG Regional Conference(ガーナ/アクラで開催)で発表した論文の冒頭部「BIDの定義」の文章より

2. BIDが関わった海外のまちづくりの成功事例

●事例1 (公共空間の魅力化 : 米国NYのフライアントパーク)

マンハッタンのミッドタウンにあるフライアントパークは、かつては治安が悪く、犯罪の温床となっていた公園だったが、1980年に周辺の不動産所有者が**BIDを立ち上げ、質の高い公共空間の創出・管理と、魅力的なイベントを年間を通じ開催**。これにより、**まちの賑わい拠点の形成、周辺の不動産価値を向上**を実現。



質の高い公共空間の創出により
まちの賑わい拠点形成



年間800件ものイベントを開催

●事例2 (地方都市の活性化 : 英国プリマス市)

英国南西部のプリマス市(人口約25万人)では、**2つのB I D組織**(プリマス・ウォーターフロントBID、プリマス・シティセンターBID)が、**観光協会や自治体と共通の目標**(①来街者の増加、②来街者の消費額増加、③新規雇用創出)を設定し、**魅力向上やテナントミックスによるまちなかの再生と、国内外へのプロモーションによる観光客の呼び込みを一體的に推進**。



冬季に来街者を呼び込むための
まちなかのスケートリンク

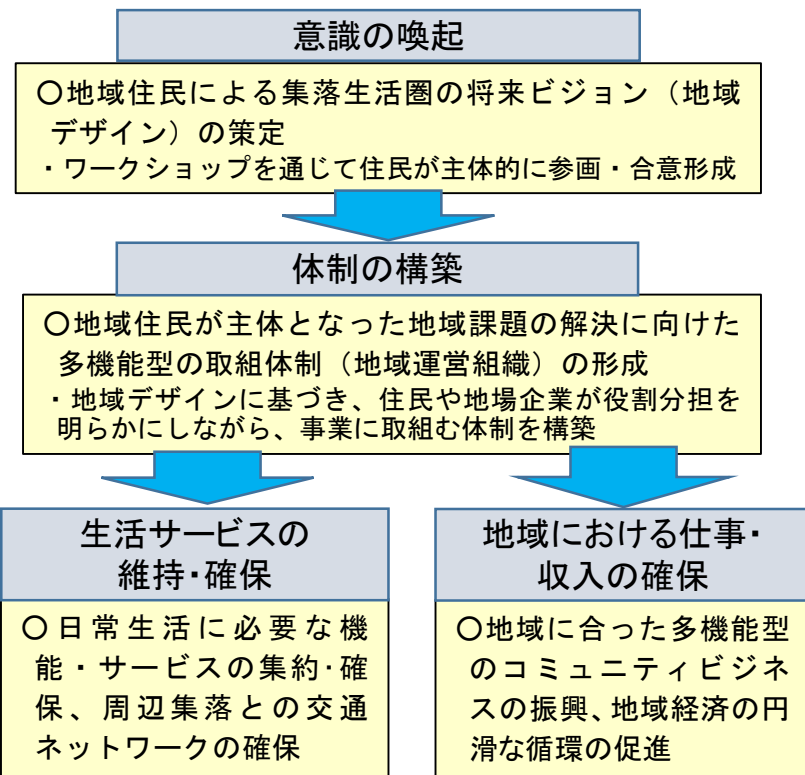
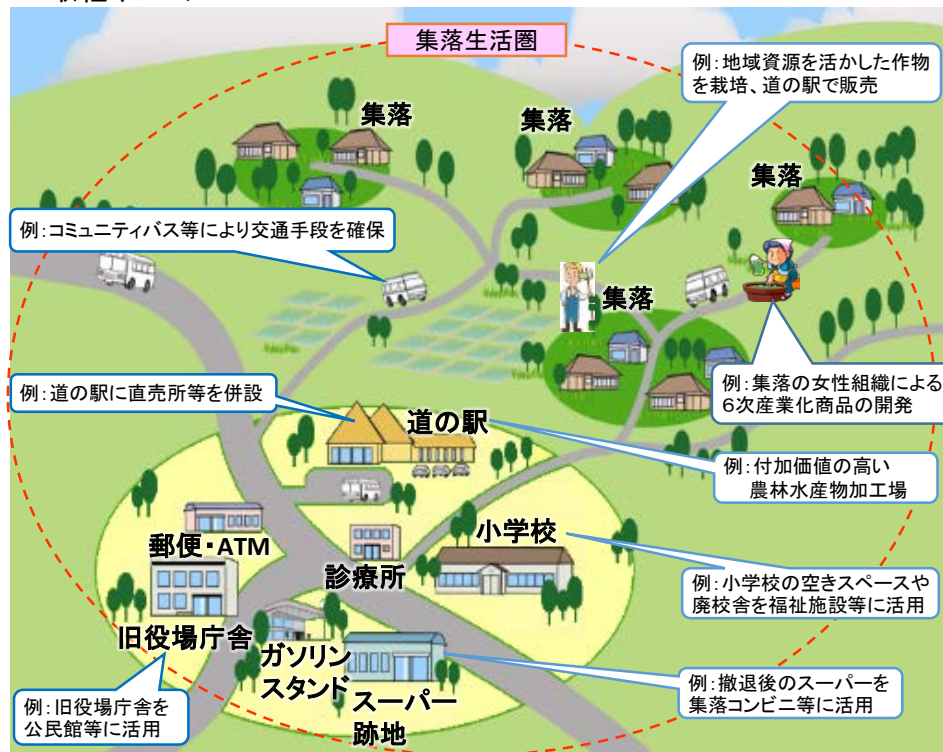


街歩きを楽しめるよう、
大きな案内板を各所に設置

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。
- ◎2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。

取組イメージ



地域の課題解決を目指す地域運営組織 —その量的拡大と質的向上に向けて— 中間とりまとめ(概要)

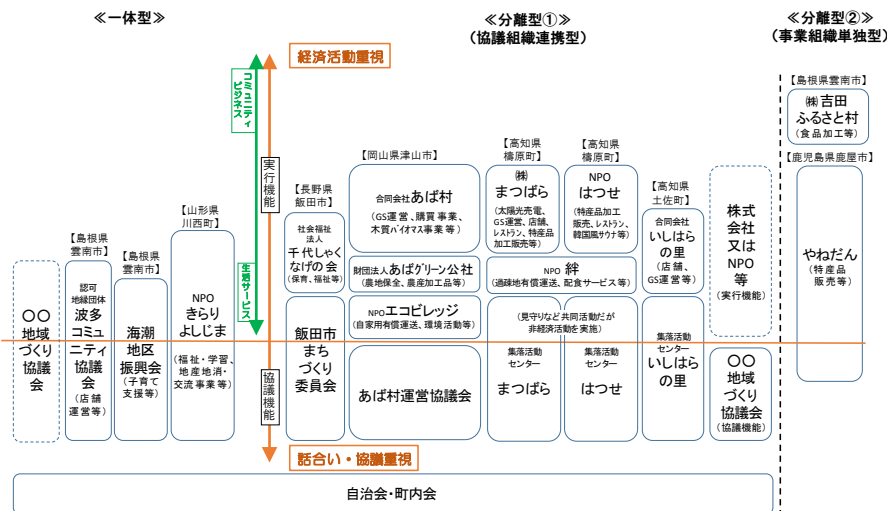
平成28年8月10日 地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

1. 地域運営組織の考え方

(1) 地域運営組織の多様性とその分類

- 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。

- 地域運営組織の活動事例を分類・整理すると下記のとおり。



(2) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大
- 地域運営組織の基本的要素は、①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、③一定の区域を基礎とした組織であること
- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの
- 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要
- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

① 法人化の推進

- 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域(旧町村等)の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される(NPO法の解釈を明確化)
- 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要(検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考)

② 人材の育成・確保

- 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくるのが重要
- 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策(職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等)や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

③ 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

④ 事業実施のノウハウ等

- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

⑤ 行政の役割、多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要
- 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

○プロフェッショナル人材事業

- ・プロフェッショナル人材の地方還流を実現

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(29年度概算要求1,170億円(事業費ベース2,340億円))

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」(28年度900億円(事業費ベース1,800億円))

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(平成28年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

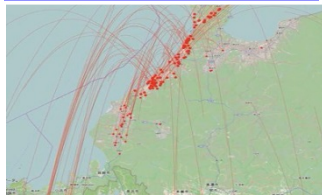
- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた施策の検討**とその実行が不可欠。
- このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「**見える化（可視化）**」するシステムを構築することで、真に効果的な**施策の立案、実行、検証（PDCA）**を支援する。

①産業マップ



企業数・雇用・売上
で地域を支える
産業が把握可能に

行政区域を超えた
産業のつながりが
把握可能に(※)

②地域経済循環マップ



自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

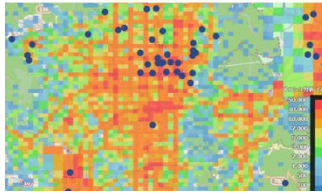
③農林水産業マップ



農業部門別の販売金額割合が把握可能に

農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

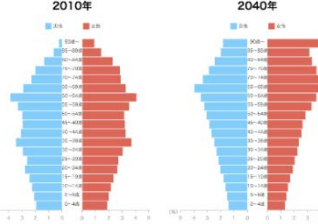
④観光マップ



どこからどこに人が来ているか把握可能に

インバウンド観光動向が把握可能に

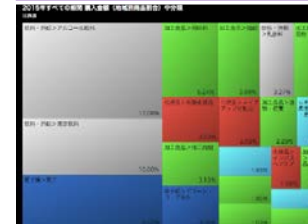
⑤人口マップ



人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

⑥消費マップ



飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ



各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから

<http://resas-portal.go.jp/> “RESASポータル” で検索

RESASのご利用はこちらから

<https://resas.go.jp/> (Google Chromeよりご覧ください)

(※) 企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成27年2月27日構築(平成28年7月現在 17府省庁総勢961人)。地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ(17府省庁総勢961人)の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

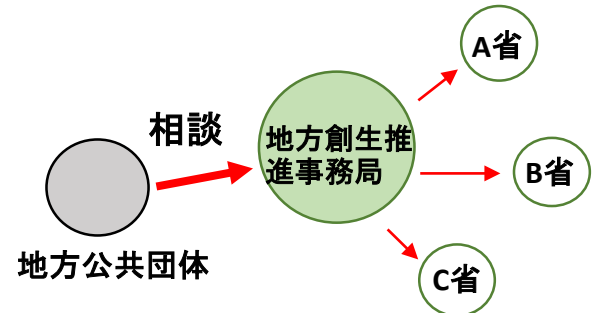
【地方創生コンシェルジュ・トップページ: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/>】

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

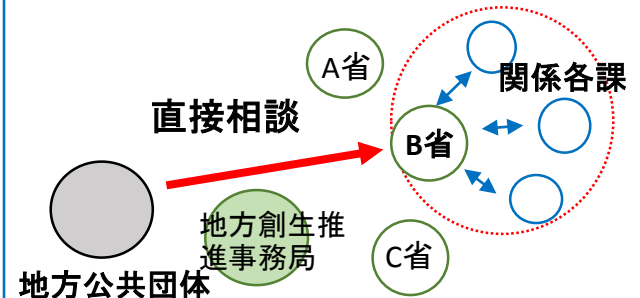
No.	担当都道府県	氏名	所属			
			省庁	局	課室	肩書
1	○×県	〇〇	〇〇省	〇〇局	〇〇課	課長
2	○×県	△△	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	○×県	××	××省	××局	××課	係長

相談方法について

○具体の相談先がわからない場合、地方創生推進事務局コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。



○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な見が必要な場合、各々の担当部局が協力対応。



地方創生人材支援制度

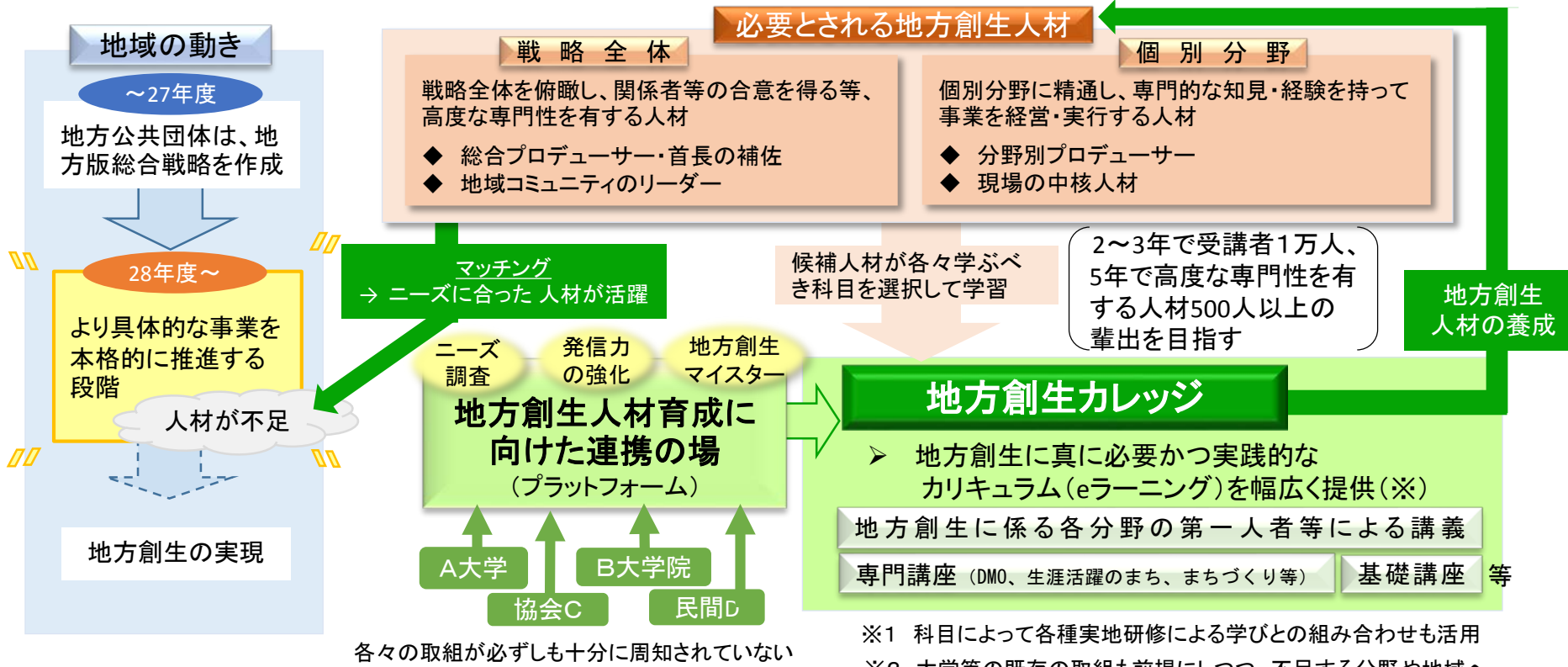
〔内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府 地方創生推進室〕

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

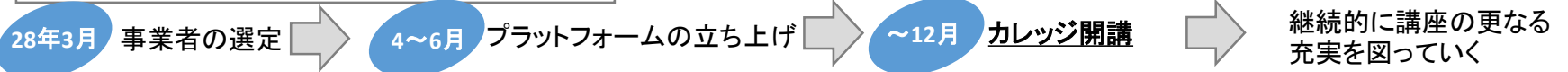
	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間人材
対象	<p>以下の市町村を対象として募集する。</p> <p>ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること</p> <p>イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること</p> <p>ウ 原則人口5万人以下</p>	<p>以下に該当する者を公募する。</p> <p>ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること</p> <p>イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること</p>	
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。		
派遣期間	<p>① 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間</p> <p>② 顧問、参与等（非常勤特別職）・・・原則1～2年間</p>		
バックアップ体制	<p>・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施</p> <p>・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催</p>		

地方創生カレッジ

- 現状** : 地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進
- 課題** : 事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち
- 方向性** : ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場(プラットフォーム)を形成
 ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

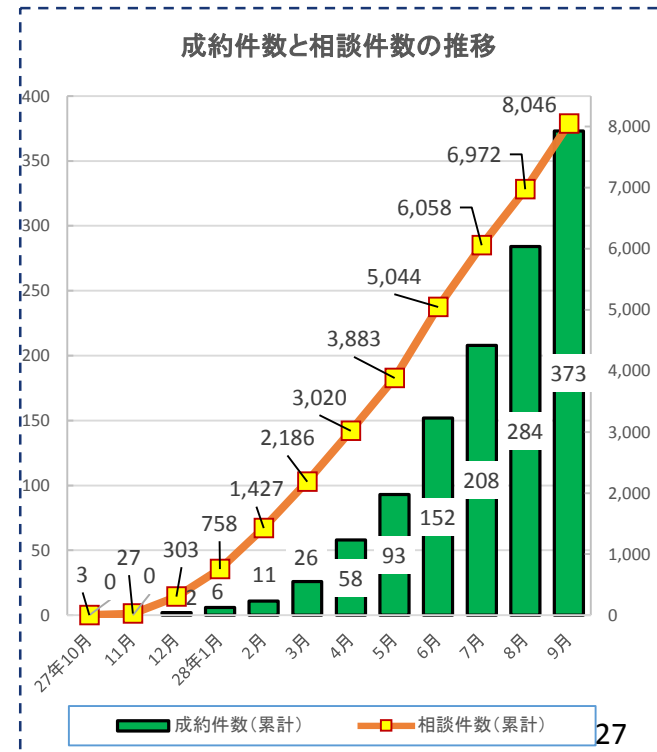


スケジュール予定(可能な限り前倒し実施)



プロフェッショナル人材事業

- 東京都を除く全道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、本年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- 各拠点は、各地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- 各種支援機関や地域金融機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。全国事務局を介し各地の拠点とも協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在力アピールなどを展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



地方創生関連の予算措置等について

① 地方創生関係交付金

26年度補正 地方創生先行型交付金 1,700億円

○ しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実行ある取組を通じて地方の活性化を促進。

27年度補正 地方創生加速化交付金 1,000億円

○ 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現し、「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化。

28年度 地方創生推進交付金 1,000億円（事業費2,000億円）

○ 地方公共団体の地方創生の深化に向けた自主的・主体的な取組を支援。

28年度補正 地方創生拠点整備交付金 900億円（事業費1,800億円）

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

26年度補正 3,275億円

27年度 7,225億円

28年度 6,579億円

27年度補正 2,188億円

28年度補正 1,746億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

27年度 地方財政計画 1.0兆円

28年度 地方財政計画 1.0兆円

○ 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（27年度1.0兆円、28年度1.0兆円）を計上。

○ 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

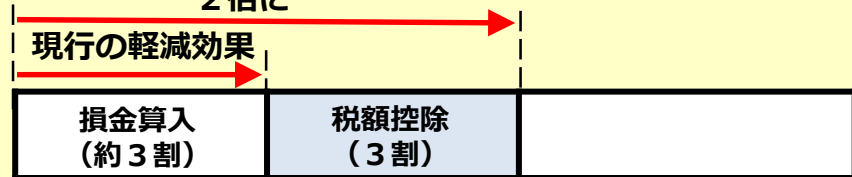
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減
2倍に



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略
を策定

〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業



②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業



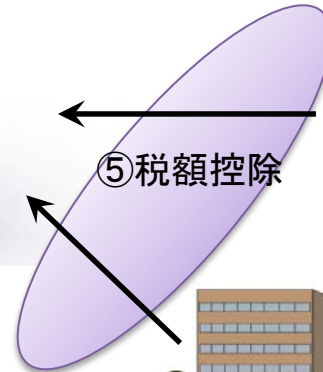
内閣府

④寄附^{※2}



企業

③計画の認定



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。